

## 令和8年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年3月24日（火曜日）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後3時25分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛  
教育長職務代理人 小池智司  
委員 谷島大  
委員 矢野誠二  
委員 岩鉄由美  
委員 湯本華奈子
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章  
教育総務部次長 池田直隆  
学校教育部長 瀧澤誠  
学校教育部次長 島田栄一  
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美  
教育総務部 教育総務課長 杉木直也  
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太  
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子  
教育総務部 図書館長 山内正博  
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之  
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之  
書記 教育総務課主幹 田村啓昭  
教育総務課主幹 仲上直志
- 5 傍聴人 3人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

議案第17号 第4期上尾市教育振興基本計画の策定について

議案第18号 第6次生涯学習振興基本計画の策定について

議案第19号 第3期上尾市スポーツ推進計画の策定について

議案第20号 第4次上尾市図書館サービス計画の策定について

議案第21号 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画の策定について

議案第22号 上尾市いじめの防止等のための基本方針の改訂について

議案第23号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の改訂について

議案第24号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

議案第25号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第26号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第27号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第28号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第29号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

議案第31号 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第32号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 日程第5 協議

協議事項1 令和8年度上尾市教育行政重点施策の策定について

### 日程第6 報告事項

報告事項1 上尾市立平方北小学校再編検討協議会協議報告書について

報告事項2 上尾市立学校の水泳授業実施計画の公表について

報告事項3 令和8年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について

報告事項4 第32期スポーツ推進委員の委嘱について

報告事項5 令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について

報告事項6 令和7年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について

報告事項7 令和8年2月 いじめに関する状況について

報告事項8 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

### 日程第7 今後の日程報告

### 日程第8 議案の審議

議案第30号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和8年度当初人事異動について

### 日程第9 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただいまから、令和8年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 3人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 第1回臨時会及び2月定例会定例会会議録の承認」についてでございます。第1回臨時会会議録及び2月定例会会議録につきましては、すでにお配りして確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、第1回臨時会会議録については小池委員に、2月定例会会議録については、谷島委員にそれぞれご署名いただき、会議録とします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、岩鉄委員をお願いいたします。

(岩鉄由美 委員) はい。

### 日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」です。審議の前にお諮りいたします。本日は14件の議案に、本日2件、議案第31号及び議案第32号を追加し、16件の議案が提出されております。審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第30号 教育委員会事務局 及び 市立教育機関の職員に係る 令和8年度当初人事異動について」につきましては、人事管理に係る案件でござ

いますので、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、公開の会議として、議案第17号から議案第29号まで及び本日追加した議案第31号及び議案第32号の審議を行い、協議の後、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、非公開の会議として、関係職員のみ出席により議案第30号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは、「議案第17号 第4期上尾市教育振興基本計画の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第17号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書1ページをお願いします。「第4期上尾市教育振興基本計画の策定について」でございます。はじめに、提案理由でございますが、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、第4期上尾市教育振興基本計画を定めたいので、この案を提出するものでございます。本日は、2月定例会において委員より頂戴したご意見を反映させた「最終案」を、別冊として提出しております。お手元の「計画案」および「議案資料(新旧対照表)」に基づき、主な修正点をご説明いたします。

はじめに、議案資料1ページの新旧対照表、意見NO1番でございます。計画書では10ページから22ページの部分になりますが、第3期計画の成果と課題について、改ページによりレイアウト調整を行いました。次に、意見NO4番でございます。「第3期計画の指標の振り返りが必要」とのご意見を踏まえ、計画案23ページから25ページに、第3期計画における実績値の比較を追記いたしました。

続きまして、議案資料3ページをお願いします。意見NO23番、24番でございます。計画案96ページ及び105ページ、目標9の「整理・刊行された歴史資料の目録点数」について、現状値および目標値に誤りがあったため、正しい数値へと修正いたしました。このほか、事務局による再確認に基づき、新旧対照表のとおり文言の精査や用語の追記など、所要の整理を行っております。

最後に、今後の予定でございます。昨年度の総合教育会議において、市長が定める「教育の振興に関する大綱」を、本計画をもって代えることが了承されております。本日、計画策定についてご承認をいただいた後、本計画を「大綱」として位置付けるための手続きを速やかに進めてまいります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第17号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) 前回の協議において申し上げた意見について、追記や修正をしていただきありがとうございました。また、その他細かい文言の修正をしていただいたおかげで大変見やすく整ったと感じました。追記していただいた指標の推移を見ると、やはりまだ結果として実績が良かったとは言えない現状もあるのかなと感じます。今回の第4期教育振興基本計画においても、指標として目標値を設定されていますので、ぜひ今後5年間、この計画のもとでより良い実績が残せるよう、上尾市の教育施策を進めていただければと思いますので、意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第17号 第4期上尾市教育振興基本計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第18号 第6次生涯学習振興基本計画の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第18号につきましては、白石 生涯学習課長より、ご説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長) 議案第18号「第6次生涯学習振興基本計画の策定」について、でございます。議案書の2ページをお願いします。

提案理由ですが、教育基本法第3条及び社会教育法第3条第2項の規定による目的を達成するため、第6次生涯学習振興基本計画を定めたいので、この案を提出するものです。別冊の計画案をご覧ください。計画期間は令和8年度から12年度の5か年でございます。本計画につきましては、定例教育委員会でこれまで12月と2月に協議させていただいております。

いまお手元でございます案は、2月の教育委員会で提示いたしました後、文章の軽微な校正を行いましたほかには、内容に変更はございません。議決をいただきました後に、他の計画とスケジュールを合わせて、公表してまいりたいと考えております。説明は以上とさせていただきます。

(西倉剛 教育長) 議案第18号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第18号 第6次生涯学習振興基本計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第19号 第3期上尾市スポーツ推進計画の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第19号につきましては、栗原 スポーツ振興課長が説明申し上げます。

(栗原雅之 スポーツ振興課長) 「議案第19号 第3期上尾市スポーツ推進計画の策定について」で

ございます。議案書3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、第3期上尾市スポーツ推進計画を定めたいので、この案を提出するものでございます。本計画につきましては、これまで12月及び2月の教育委員会定例会で協議いただいております。その後、改めて誤字・脱字等の確認などの軽微な校正を行いました。2月定例会の協議から計画内容の変更点はございません。今後の予定でございますが、ご承認いただいた後、上位計画等との整合を図りつつ、公表してまいります。議案第19号の説明は以上でございます。

**（西倉剛 教育長）** 議案第19号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

**（西倉剛 教育長）** ないようですので、これより採決いたします。「議案第19号 第3期上尾市スポーツ推進計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

**（西倉剛 教育長）** 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第20号 第4次上尾市図書館サービス計画の策定について」説明をお願いします。

**（加藤浩章 教育総務部長）** 議案第20号につきましては、山内 図書館長が説明申し上げます。

**（山内正博 図書館長）** 議案書4ページをお願いいたします。議案第20号「第4次上尾市図書館サービス計画の策定について」でございます。初めに、提案理由でございますが、議案書下段の記載のとおり、図書館法及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき、第4次上尾市図書館サービス計画を定めたいので、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、別冊「第4次上尾市図書館サービス計画（案）」をお願いいたします。図書館サービス計画は、図書館の運営及びサービスの実施等に関する基本的な運営方針となるもので、計画期間は表紙の記載のとおり、令和8年度から12年度の5か年でございます。本計画につきましては、これまで12月と2月の2度、教育委員会定例会で協議させていただいておりますが、ただいまご提示している案は、書式等の体裁を整えるなど軽易な校正を行ったほかは、2月の協議から変更はございませんので、内容に関する説明は割愛させていただきます。今後の予定でございますが、議決いただいた後、速やかに適切な措置を取りまして、他の計画とも足並みを揃え、公表してまいりたいと考えております。議案第20号の説明は以上となります。宜しくをお願いいたします。

**（西倉剛 教育長）** 議案第20号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

**（西倉剛 教育長）** ないようですので、これより採決いたします。「議案第20号 第4次上尾市図書館サービス計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第21号 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画の策定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第21号につきましては、山内 図書館長より、ご説明申し上げます。

(山内正博 図書館長) 議案書5ページをお願いいたします。議案第21号「第4次上尾市子どもの読書活動推進計画の策定について」でございます。初めに、提案理由でございますが、議案書下段の記載のとおり、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第4次上尾市子どもの読書活動推進計画を定めたいので、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、別冊「第4次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)」をお願いいたします。子どもの読書活動推進計画は、子どもの読書活動の効用に鑑み、地域の実情に合わせてこれを推進するための施策について計画化したもので、計画期間は表紙の記載のとおり、令和8年度から12年度の5か年でございます。本計画につきましては、サービス計画同様、これまで教育委員会定例会で協議させていただいており、書式等の体裁を整えるなど軽易な校正を行ったほかは、2月の協議から変更はございませんので、内容に関する説明は割愛させていただきます。

今後の予定でございますが、サービス計画同様、議決いただいた後は、公表に向け適切に対処してまいりたいと考えております。議案第21号の説明は以上となります。宜しくをお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 議案第21号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第21号 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第22号 上尾市いじめの防止等のための基本方針の改訂について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第22号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 議案第22号「上尾市いじめの防止等のための基本方針の改訂について」でございます。議案書6ページをお願いします。提案理由でございますが、上尾市いじめの防止等のための基本方針を改訂したいので、この案を提出するものでございます。改訂の経緯といたしましては、「令和7年10月に公表のあった『上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書』により、再発防止策に係る7項目の提言を受けたこと」、また「令和7年12月に『埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針』の改定があったこと」がでございます。

具体的な改訂点としましては、「いじめに関するアンケートや指導記録等の保存年限を示したこと」や「上尾市いじめ防止子供サミット等の事業をより具体的に示したこと」等がでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第22号資料「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」及び議案資料の5ページから12ページの「新旧対照表」をご確認ください。説明は以上です。

（西倉剛 教育長）議案第22号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（矢野誠二 委員）議案資料の7ページの7のところでは気になったのが、一番右側の改訂理由のところでは、具体的に言うと、現在、小学生で特に高学年の中でスマホを持つ割合が多くなってきています。今後さらに子どもにとってスマホやパソコンは身近なものになっていくと思います。それと同時に、SNS等によるネットいじめも増加するのではないかなど心配をしています。啓発資料の活用や情報モラルの教育というのはもちろん重要ですが、それと並行して、ネットいじめの発見をすることは難しいだろうなと思っています。どうしても、個々の電話や電子通信の中で、なかなか保護者が気づかない、もちろん学校の先生も、気づかない、なかなか見えにくい環境で行われる行為であるということが心配です。ネットパトロールを今年度から行っていませんが、それに変わる、何か早期発見の手立てになるような方法というものはないのでしょうか。あればそういったものの導入も検討していただきたいのですが、わかったら教えてください。

（武田直美 指導課長）ネットパトロールが今年度から取りやめとなりました。子供たちが使っている特にラインなどでヒットするものを取り締まるという、ネットパトロールするものは現在ございません。そのため、学校といたしましては、未然防止の取り組みをしっかりとやっていくことや、1人1人に常に話していくことや何かあったらすぐ報告することを徹底してやっていくことが大事だと考えています。

（矢野誠二 委員）わかりました。ありがとうございます。一般的な情報モラル教育については別にもっと掘り下げて、指導の中で具体例を挙げながら、対象児童に伝えるようにしていかなないと気づきにくいので、そういったアプローチをしていただければと思います。

（武田直美 指導課長）併せまして子どもたちに教育していくのはもちろんですが、やはり第一義的責任は保護者にあると考えています。それなので保護者への、やはりしっかりとした SNS とか携帯の使い方といったところでは、少し伝えていくのが薄かったということで、令和8年度に向けては、保護者向けの啓発リーフレット等をしっかり作成していき配布していく予定です。

（谷島大 委員）基本的な方針の周知に関連することですが、議案資料で言いますと9ページの15番目のところ、改訂部分の中に基本方針について、保護者や地域住民だけでなく全教職員が理解できるように研修などを行うということが追加されていて、とても良いことだと思いましたが、その一方で、この計画が策定されたのが、平成30年2月ということで、私の下の子どもが中学校2年生ぐらいのとき策定されていますが、当時、正直私はこういったものが策定されたってことも知らなかったですし、説明を受けた記憶もありません。今これだけいじめの認知件数が増えて、重大事態も上尾市で発生している状況の中で考えますと、本当に、どの児童生徒がどの保護者が、事態に巻き込まれるのかわからない状況・環境であり得ると感じるので、せっかくこのような方針があることを、もちろんホームページに掲載することや説明を入学時などにすると書いありますが、できれば概略版などでもいいのですべての保護者に配布して、なるべく多くの保護者に内容を目を通してもらった上で、児童生徒と共に学校生活を取り組んでもらいたいなあと思いましたので、意見として申し上げます。

(小池智司 委員) 私も意見としてなんですけど、これまでにいじめの形態っていうのがどんどんどんどん変わってきて、陰湿になってきたりとか、目に見えないいじめっていうのが増えてきているので、それに合わせてこの方針を徐々に策定を変えていくということは良いことで、文言を変えたりとか追記したりとかしている中で、ただ基本的にはやはりいじめを防止する未然防止と早期発見ということになると思います。そこにはこの策定書の中の教職員のいじめに対する指導力の向上の促進という中でいじめを見抜く力と見過ごさない意識を高めること、これは教職員に対してなんですけども、当然ながら普段の生活の中で、子どもの様子をよく観察しなくてはいけないと思うんですけども、やはりどの子にもいじめがあるっていうことを、教職員の一人一人が意識を高めていかないと見逃すことが多くなってくる。普段こうしてる中で、何気なく見ている中でちょっと様子が変わるというのなかなか気づきにくいようなことが出てくるとは思いますけど、そこら辺は一人一人がそういう意識を高めるっていう、研修なりやっていく中で、学校全体として常に監視をしてみんなのことは見ているよっていう雰囲気を持っていかないと、なかなか難しいのかなと思う。そこに加えて谷島委員さんが言いましたが、保護者の方の意識、家庭の中で、子どもが帰ったときの様子とかでちょっとした些細なことでも気づいてあげるといえることが、それにはやはり保護者の方の意識っていうのも上げていかないといけないと思うので、やはりこういうような防止のこういう基本方などあったりとか、機会があれば、いじめはこういうふうなところに隠れているっていうような研修会なり講習会を保護者向けに開催していただいて、意識を高めていくことが大事だと思います。

それに加えてやはり子ども自身もですね、子どもいじめサミットとかでそこに来てる子どもたちはいろいろと話し合っていますが、来ていない生徒たちにそれを周知することがなかなか難しいと思います。そこは学校の道徳なり授業の中で、もし自分がいじめられる立場になったらどうなのかということと、ここにも書いてあるように刑事処罰がありますよといったすごく重要なことであるということ意識させて、一人一人がやはりいじめに対して意識を強めていくような、そういうふうな取り組みをこれからも進めて行っていただきたいと思います。

(岩鉄由美 委員) 先ほどの矢野委員からもありましたが、ネットの問題はおそらく今後も増加傾向だろうなと思います。

スマートフォンを所持する年齢もどんどん低年齢化しますので、ここに目を光らせるのはやはり親というか保護者の協力なくしては、学校側がどう動いても親が全く興味を示さなければ、問題は、発見することさえも難しいのかなと思います。資料の中の11ページに保護者同士のネットワーク作りとありますが、PTAも減少傾向、縮小傾向である中で、もともと幼稚園から一緒とか小学校が一緒だったという保護者同士の繋がりがあっても、ゼロから構築する親同士の繋がりがそもそも無くなっている中で、親御さんへの働きかけであったり家庭内での会話を増やすという今まで当たり前になっていたことが、ネットのことになるとそのまま放置しても大丈夫かなとか、目が届かなかつたりということが多くなりますので、保護者同士の繋がりを作るというか、学校側もいろいろ参観であったり、機会を増やして下さってるみたいなので、是非いろいろな所で目を光らせて、親同士が繋がる機会であったり、家庭内での会話を盛り上げていくなどの情報提供ができたりすれば良いのかなと、意見として申し上げます。

(湯本華奈子 委員) 未然防止が大前提ですが、やはり早期発見早期対応っていうところも、かなり重要なところだと思います。その中で10ページにありますようにいじめ重大事態に関することのガイドラインですとかマニュアルで、全関係者とあるのは、これを全教職員の皆様と捉えて良いのでしょ

うか、そういうことで理解していただけるということですが、未然防止もそうですけど対応の仕方保護者は手探りなところもありますので、ある程度保護者への方にも啓発を行っていただくと有難いなと思いました。

どうしても SNS となると専門的な知識が意外と子どもの方が強くなっているところもありますので、そういったところは、スクールロイヤーの方とかを含めて、早期対応を目指していただければありがたいかなと思いました。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 2 2 号 上尾市いじめの防止等のための基本方針の改訂について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第 2 3 号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の改訂について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第 2 3 号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 議案第 2 3 号「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の一部改訂について」でございます。議案書 7 ページをお願いします。提案理由でございますが、上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の一部改訂について定めたいので、この案を提出するものでございます。

本改訂は、令和 7 年 5 月に、スポーツ庁・文化庁「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」が公表され、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から、本事業に係る「地域移行」という名称を「地域展開」に変更することが示されたことに伴い、実施するものでございます。

具体的に、方針全体に渡る「地域移行」という記述については、すべて「地域展開」という記述に改めております。また、令和 6・7 年度の 2 か年に渡り実施した多様な実証事業の成果等を踏まえ、より本市の実態に即する形で、構想等を整えるとともに、上尾市中学校体育連盟主催大会等との関わりについて改めております。詳細につきましては、別冊の議案第 2 3 号資料「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針（案）」及び議案資料 1 3 ページから 2 7 ページの「新旧対照表」をご確認ください。説明は以上です。

(西倉剛 教育長) 議案第 2 3 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。

「議案第 2 3 号 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の改訂について」原案のとおり

可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第24号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第24号につきましては、勝 学務課長より、ご説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 議案第24号「上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、学校職員の部分休業の区分(第1号・第2号)に応じた申出・請求手続きの規定を整備するとともに、必要な様式を新設するため、「上尾市立小・中学校職員服務規程」の一部改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案資料の28ページをご覧くださいと思います。具体的な改正部分でございますが、これまでのように、勤務時間の始め又は終わりではなく、勤務時間の任意の時間に2時間の範囲内で取得できるようになりました。これが、第1号部分休業となります。第2号部分休業につきましては、1年につき77時間30分(10日相当)の範囲内で取得することができ、1日単位で取得することも可能となりました。これに伴い、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書(第7号様式の4)により教育委員会に提出しなければならないこと、及び第1号部分休業を請求する場合は第1号部分休業簿を、第2号部分休業を請求する場合は第2号部分休業簿を教育委員会に請求しなければならないこととし、令和8年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第24号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第24号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第25号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第25号につきましては、勝 学務課長より、ご説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 「議案第25号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、上尾市立小・中学校管理規則に定められている卒業証書を一部改正するために、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案資料の37ページをご覧くださいと思います。具体的な改正部分でありますが、別記様式中「証する。(句点)」を「証する(句点なし)」に改め、令和8年4月1日から施行するものでございます。なお、これまでの卒業証書につきましては、「証する(句点なし)」で授与されていることを申し添えます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第25号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

~委員全員から意見等がない旨を確認~

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第25号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から異議がない旨を確認~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第26号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第26号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書15ページをお願いします。「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。提案理由でございますが、上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定に伴い規定の整備を行いたいので、この案を提出するものでございます。説明にあたりましては、議案資料によりご説明いたしますので、議案資料40ページをお願いします。改正要旨でございますが、教育委員会に対する請願の処理に関する事項の決裁区分を定めるものでございます。

2月定例会において議決頂いた上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則第4条では、教育長は、請願で軽易な事項については、適宜これを処理することができるかと規定されており、請願を受理し、処理することについて、軽易なものは教育長決裁、重要なものは教育委員会決裁と定めるものでございます。施行日は、令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第26号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

~委員全員から意見等がない旨を確認~

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第26号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から異議がない旨を確認~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第27号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第27号につきましては、白石 生涯学習課長が説明申し上げます。

(白石恵子 生涯学習課長) 議案書16ページをお願いします。「議案第27号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。上尾市文化財保護審議会委員の任期が今年3月31日で満了することから、上尾市文化財保護条例第27条第1項の規定により委嘱したいので提案するものでございます。上尾市文化財保護審議会は上尾市文化財保護条例第24条の規定により設置しているもので、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び指定の解除、市無形民俗文化財の保持団体等の認定及び認定の解除、その他文化財の保存及び活用に関して必要と認める事項について審議するものでございます。新たな任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。なお、委員9名のうち、再任は8名、新任は1名でございます。新任の関孝夫氏は、埼玉民俗の会共同代表理事、立正大学非常勤講師で、専門は民俗学でございます。国の指定文化財である「上尾の摘田・畑作用具」の指定以前の登録時の調査・整理作業、令和2年3月刊行の調査報告書の執筆にも携わっております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第27号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第27号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第28号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第28号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 議案第28号「上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」でございます。議案書17ページをお願いします。提案理由でございますが、上尾市いじめ問題調査委員会委員の任期満了に伴い、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例(平成26年上尾市条例第24号)第13条第2項の規定により委嘱したいので、この案を提出するものでございます。

案にお示しの5名の委員は、令和6、7年度も委員として務められておりますため、再任となります。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。なお、令和6、7年度には、上尾市いじめ問題調査委員会を設置して調査を行う重大事態事案はございませんでした。

(西倉剛 教育長) 議案第28号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第28号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第29号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第29号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 議案第29号「上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案書18ページをお願いいたします。提案理由でございますが、各上尾市立小・中学校に設置されている上尾市学校運営協議会委員の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、上尾市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により任命したいので、この案を提出するものでございます。

委員の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。各校の委員の案は、19ページから29ページのとおりでございます。

(西倉剛 教育長) 議案第29号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 委員の選出区分のところちょっと確認の意味でお聞きしたいのですが。

最後のページに選出区分がありますが、1号委員というのは対象学校に在籍する児童または生徒の保護者ということですよ。例えば19ページの大谷小学校の例でいくと、1号委員に2人いらっしゃって、再任と新任の方なんですけど、共にPTA会長というのは、理解できないんです。

ここはPTA会長さんがお2人いらっしゃるというふうに捉えられてしまうんですけど、いかがでしょうか。

(武田直美 指導課長) 確認しておきたいと思います。

(矢野誠二 委員) 多分5月にもう予定で入ってらっしゃる会長さんと交代されるのかなって思ったんですね。であれば、この時点で、会長っていうのは、おかしいですよ。

例えば再任の方が元会長っていうのが正式な役職名になるのかなっていう気がしてますのでちょっと確認をお願いしたいです。

(武田直美 指導課長) 5月に総会で、決定するんですよ。それなので、元とか前がつかないのかなと捉えているんですけど、いずれにしても、確認していきたいと思います。

(矢野誠二 委員) 合わせて他のも同じなんですけど、例えば20ページの平方小も1号議員はここでも元PTA会長って出てるんですよ。でも、1号委員は保護者ですよ。ということはこれもちょっと怪しいなと思うんですよ。表現として、そういうのがいくつかの学校にあるので、合わせて、ちょっと確認をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、ただいまのことを踏まえましてこれより採決いたします。「議案第29号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第31号 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第31号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第31号 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。追加議案書1ページをお願いします。提案理由でございますが、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例(平成26年上尾市条例第24号)の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。これは、令和7年10月27日付けで上尾市いじめ問題再調査委員会から提出された調査報告書の提言を踏まえ、いじめ重大事態の発生時の調査に加え、本市におけるいじめ防止等のための対策について、上尾市いじめ問題調査委員会において調査審議が行えるようにするために、上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、議案追加資料の「上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則新旧対照表」を、ご確認ください。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第31号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第31号 上尾市いじめ問題調査委員会運営規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第32号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第32号につきましては、佐藤 学校保健課長より、ご説明申し上げます。

(佐藤光敏 学校保健課長) 恐れ入りますが、追加議案の2ページをお願いします。「議案第32号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

はじめに、提案理由から申し上げます。3ページの「提案理由」をご覧ください。市が設置する学校において、学校給食法第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、提案するものでございます。

次に内容でございますが、資料2ページをお願いします。変更点について説明させていただきます。「第4条 学校給食費の額」につきましては、小学校に係る学校給食費の保護者については、月額4,390円を、5,400円に、小学校の教職員については、月額5,000円を、5,400円に、中学校に係る学校給食費の保護者については、月額5,310円を、6,650円に、中学校の教職員については、5,950円を、6,650円と変更いたします。

「同条第3項」転出転入や傷病などを理由として学校給食を受けない時の日割りによって計算する額は、「小学校に係る学校給食費負担者の日額は、保護者の270円と小学校の教職員300円を、ともに330円に。「中学校に係る学校給食費負担者の日額は、保護者の310円と中学校の教職員360円を、ともに420円と変更いたします。

続いて、裏面3ページをご覧ください。附則11に（学校給食費の徴収の特例）として、令和8年4月から令和9年3月分までに、小学校に係る学校給食費の保護者については、生活保護による教育扶助等を受ける者をのぞいて、徴収しないものといたします。

続いて、（学校給食費の額の特例）として、令和8年4月から令和9年3月分までに、中学校に係る学校給食費の保護者につきましては、小学校と同様に、生活保護による教育扶助等を受ける者をのぞいて、月額は2,650円、月額牛乳代は500円、日割りの給食代は150円、日割りの牛乳代は30円といたします。

このことにより、令和8年度学校給食費については、小学校保護者に対しては無償化、中学校保護者に対しては令和8年度分給食費からの半額助成を実施いたします。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。説明は、以上です。

(西倉剛 教育長) 議案第32号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第32号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## **日程第5 協議事項**

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 協議」です。本日予定しております協議事項は、1件でございます。それでは、協議事項1について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 協議事項 1 につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 「協議事項 1 令和 8 年度上尾市教育行政重点施策の策定について」でございます。別冊でご用意いたしました冊子をご用意いただきたいと存じます。

本件については、毎年度ご審査をいただいている案件でございます。ページ 1 枚進んでいただきまして、「1. はじめに」の部分をご覧いただきたいと存じます。冒頭の記載でございますが、先ほどご審議頂いきましたが、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする第 4 期上尾市教育振興基本計画を決定したところでございます。この計画に基づき、令和 8 年度における教育行政の指針となる「令和 8 年度上尾市教育行政重点施策」を策定するものでございます。本重点施策では、振興計画に掲げた 10 の目標を達成するため、令和 8 年度に重点的に取り組むべき重点事業および主要な事業を定めてございます。ページ進みまして 2 ページから 5 ページにかけては、教育振興基本計画の各目標、施策毎に、令和 8 年度の主要事業について、一覧表としてまとめてございます。ページ進みまして 6 ページをお願いいたします。各目標における構成について、目標 1 を例にご説明いたします。基本計画に掲げている施策毎の主な取組について、実施する「主要事業」として「★印」と「○印」で掲載をし、「★印」は重点事業として位置付けるものとして、施策下段に事業概要を記載しております。

掲げた主要事業については、本日は協議事項としてご協議いただき、次回の教育委員会において、最終的にご審議、決定をいただければと存じます。それでは、各重点事業につきましては、この後順次、担当課長よりご説明させていただきます。

(武田直美 指導課長) 指導課・教育センターに係る主要事業について説明いたします。別冊の協議 1 資料 1 の資料の 6 ページをお願いします。

目標 1 の施策 1 「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」につきましては、「指導方法改善事業」において、適切な教育課程の編成・実施及び教員の指導方法を改善するため、各種教員研修会等を開催し、児童生徒の発達段階や教科の特性等をもとに、従来の指導（アナログ）と ICT の活用のベストミックスを目指し、教材研究を充実させ、教員の指導力向上を図ってまいります。

7 ページ、目標 2 の施策 5 「いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実」につきましては、「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、児童生徒が、いじめ未然防止に向けて、主体的に取り組めるように「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」の作成や「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめを自分事として捉え・考えられる児童生徒の育成に努めてまいります。また、「生徒指導推進協議会」や「いじめを考える授業研究協議会」を実施するとともに、教職員のいじめ対応に係る指導力を向上させるための研修を行うとともに、各取組を検証し、いじめの再発防止に向けて実効性のある体制づくりを進めてまいります。

「不登校対策事業」においては、不登校児童生徒の社会的自立を促し、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援により、関係機関と連携し、学校と共に未然防止や早期解決等の「相談体制」の充実を図ってまいります。また、学校適応指導教室分室（おおやサテライトと新設のはらいちサテライト）の充実と各校の校内支援ルームにサポートルームティーチャーを配置し不登校児童生徒の支援体制を強化してまいります。

15 ページの目標 7 施策 2 2 「部活動の地域展開の推進」につきましては、「部活動地域展開推進事業」において、「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」に基づき、認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」を設置し、市内在住の中学生を対象とした休日の地域クラブ活動を実施します。AGEO地域クラブの持続的な運営体制の確立のため受益者負担の整理、参加者支援制度の

導入を行うとともに、児童生徒のニーズを的確に捉え、可能な範囲で多様な種目に係る地域クラブ活動を実施してまいります。また、令和8年8月1日から、AGEO地域クラブを完全展開し、市内中学校における休日の学校部活動を取りやめた際の、中学生にとっての新たなプラットフォームとして機能させてまいります。指導課・センターは、以上でございます。

**（佐藤光敏 学校保健課長）** 学校保健課に係る重点事業について説明いたします。

9ページの目標3 施策9 食育の推進・学校給食の充実におきましては、重点事業として小学校給食管理運営事業で、令和8年4月から国が小学校給食費の抜本的負担軽減を実施することに伴い、小学校給食費の無償化を実施します。国基準額を超える額については、市費で補填します。さらに、小学校給食室衛生管理推進事業においては、給食調理場における給食調理員の熱中症対策として、熱中症時の脱水症状へ対応するための経口補水液や、暑さ指数の管理をするための熱中症指数計を購入し常備します。

13ページの目標6 施策19 学校安全の推進におきましては、重点事業として児童生徒安全推進事業で、近年の不審者による学校侵入事件を受け、市内の小・中学校でインターホン（モニター付き）が未設置である学校への設置を行います。学校にインターホンを設置することで、来訪者への用件確認や不審者の侵入事案への対応が可能になります。学校保健課の説明は以上でございます。

**（荻原知之 中学校給食共同調理場）** 中学校給食共同調理場に係る主要事業について説明いたします。恐れ入りますが9ページにお戻りください。目標3 施策9「食育の推進・学校給食の充実」についてです。学校給食は健康と成長を支える重要な役割を果たしております。これからも安心・安全で、成長期の生徒にふさわしい栄養バランスの取れた学校給食を提供することに努めてまいります。給食の提供には調理器具などが欠かせないため、共同調理場としては、「調理場備品等整備事業」を重点事業として、共同調理場及び各中学校給食室の老朽化した調理器具などの厨房機器について、順次、整備更新を行ってまいります。共同調理場の説明は、以上です。

**（勝雄一 学務課長）** 学務課に係る重点（主要）事業について、申し上げます。7ページ、目標2「施策5 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実」の主要事業「スクールロイヤー活用事業」では、学校の管理運営に係る諸問題に対する法律的な観点からのアドバイスその他、教員等向けの法務研修、小学校5年生を対象にしたいじめ防止教室の実施を通して、子供たちが安心して通える学校づくりを推進します。

11ページ、「施策14 就学支援の充実」の主要事業「小・中学校就学援助費補助事業」につきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の援助を行い、児童生徒が安心して学校に通えるよう支援し、経済的理由による教育格差のない義務教育の実現を推進してまいります。

13ページ、目標6「施策17 学校の組織運営の改善」の主要事業「小・中学校業務改善支援事業」では、業務支援補助員（スクールサポートスタッフ）の配置や、「統合型校務支援システム」を運用し、教員がより一層児童生徒への指導や支援、教材研究等に注力できる体制の整備・充実を図ります。

15ページ、目標7「施策22 部活動の地域展開の推進」の主要事業「地域クラブ活動参加者支援事業」では、参加に当たって、生活に困窮している家庭に所属する児童生徒に対して費用面の負担を軽減するために年会費を補助し、参加を希望する全ての児童生徒が豊かにスポーツ・文化芸術に親しむことができるようしていきます。学務課につきましては、以上でございます。

(杉木直也 教育総務課長) 11ページをお願いいたします。教育総務課としては、3つの重点事業を掲げてございます。目標5「多様なニーズに対応した教育の推進」の中の、施策14「就学支援の充実」のうち、「入学準備金・奨学金貸付事業」を重点に位置付けてございます。

事業概要は12ページとなります。2つ目の★星印となりますが、入学準備金及び奨学金を無利子で貸し付ける事業を継続して実施するほか、昨年度から開始した奨学金利子支援補助金を交付し、奨学金返済の負担軽減を図り、若者の定住促進に取り組めます。

次に13ページをお願いします。目標6「新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進」の中の、施策18「学校環境の整備・充実」のうち、「小・中学校管理運営事業」及び「小・中学校コンピュータ整備事業」を重点に位置付けてございます。

事業概要は14ページとなります。重点事業の1つ目の★印、「小・中学校管理運営事業」となりますが、小学校の家庭科室や理科室などの特別教室へのエアコン設置を進め、児童生徒の教育環境の向上を図ってまいります。また、新JIS規格に準拠した机への更新を順次進めるとともに、小・中学校の照明器具のLED化を促進してまいります。

重点事業の2つ目、「小・中学校コンピュータ整備事業」でございます。児童生徒のICT環境については、新しく更新したICT端末を効果的に活用できるよう、通信ネットワークの安定化や大型モニターの買い替えなど、周辺環境の整備・充実に取り組んでまいります。教育総務課からは以上でございます。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 14ページをお願いいたします。新しい学校づくり推進室としては、2つの重点事業を掲げてございます。

目標6施策18 学校環境の整備・充実におきまして、重点事業の3つ目の星印、「学校施設更新計画推進事業」につきましては、第1期の実施計画に基づき、過年度より継続の設計業務に加え、新たに、上尾小学校、大石中学校の校舎等更新設計や、校舎の長寿命化を目的とした改修設計を大石北小学校、大谷中学校において、取り組んでまいります。また、太平中学校、平方東小学校のプール施設解体や、上平中学校拡張用地整備など、令和8年度からは、工事への着手も予定しているところでございます。学校規模の適正化に関しましては、平方北小学校の学校再編に係る取り組みに加え、大石南中学校において、新たに再編検討協議会を設置し、学校再編に向けた協議を開始する予定でございます。

続きまして、その下の星印、「水泳指導委託事業」でございます。民間スイミングスクールを活用した水泳授業つきまして、12校から15校に拡大し実施する予定であり、計画的な拡大、拡充を図ってまいりたいと考えております。新しい学校づくり推進室の説明は以上です。

(白石恵子 生涯学習課長) それでは、生涯学習課の重点事業の主なものについて説明いたします。

15ページをご覧ください。「目標7 家庭・地域の教育力の向上」の施策20「放課後子ども教室運営事業」でございます。放課後子ども教室は、放課後の時間に安全な居場所を確保するとともに、子どもたちが様々な学習や体験活動を通して、子ども同士の交流や生きる力を育てていくことを目的としている事業でございます。これまで原市公民館と大石公民館を会場に開催しておりましたが、令和8年度はさらに「芝川小学校」「富士見小学校」の学校施設を利用して、4か所で実施してまいります。

16ページをご覧ください。「目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進」の「施策23 幅広い学習機会の提供」の重点事業の「公民館講座事業」につきましては、地域における生涯学習の拠点とし

て、住民の学習ニーズに対応した講座や体験学習などの公民館主催事業を実施してまいります。

18ページをご覧ください。「目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承」の「施策27 文化芸術の振興」の重点事業「美術展覧会事業」「市民音楽祭事業」の2事業につきましては、市民皆さんの文化・芸術活動の発表の場であるとともに鑑賞する大切な機会として実施してまいります。

「施策28 文化財の保護」の重点目標といたしましては、「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業を挙げております。現在の保存場所は専用の施設ではないため、日常的・継続的な管理と環境改善を図っていくとともに、「上尾の摘田・畑作用具」をはじめとする上尾の歴史や文化を紹介する展示施設の活用や出前講座などにより、郷土への理解を深めるような取組を実施してまいります。説明は以上でございます。

**（山内正博 図書館長）**16ページをお願いいたします。図書館につきまして、目標8施策26「図書館運営の充実」における令和8年度の重点事業をいくつか取り上げて、取り組み内容をご説明いたします。

17ページをお願いいたします。まず、★印の上から3つ目、「図書館運営事業」でございますが、まるひろ上尾 SC に整備する仮本館への、現本館及び駅前分館の移転を同年度内に予定しておりますことから、運営が円滑に継続できますよう、業務委託先や丸広百貨店との協議・調整を進めてまいります。

一つ飛ばしまして、「図書館本館改修事業」でございますが、現本館リノベーションに向け、今年度実施した基本設計に基づき、実施設計に着手してまいります。また、先ほど触れました仮本館の整備や駅前分館の撤去等につきましても、全体のスケジュールに齟齬が生じぬよう、並行して着実に進めてまいります。

・次の、「図書館資料整備事業」でございますが、これまでどおり市内図書館の蔵書の充実に向けた資料収集に努めつつ、仮本館や倉庫等に移動する資料の選別や移動を、可能な限り利用者の利便性にも配慮しながら実行してまいります。図書館につきましては、以上でございます。

**（栗原雅之 スポーツ振興課長）**スポーツ振興課でございます。19ページをお願いいたします。「目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進」における主な取り組みについてご説明いたします。最初に、「施策29 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実」の重点事業について、でございます。重点事業の★印の一番上、「屋外スポーツ施設管理運営事業」でございます。平方スポーツ広場などの屋外スポーツ施設が安全で快適に利用できるよう、管理運営を行うとともに、必要な施設の修繕・改修を行い、利便性の向上と安全・安心にスポーツに親しめる環境づくりを図るものです。なお、令和8年度は、平方野球場の常設トイレを設置するほか、平方スポーツ広場北側地区の基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、「施策30 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実」の重点事業について、でございます。20ページをお願いいたします。重点事業の★印の一番目、「スポーツ大会・教室等開催事業」でございます。「上尾市スポーツ健康都市宣言」の趣旨を踏まえつつ、各種スポーツ体験会や教室、各種スポーツ大会等を開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツを通じた健康づくりを推進してまいります。

次に、「施策31 地域におけるスポーツの活性化の推進」の重点事業についてでございます。次の★印、「スポーツ活動推進事業」でございます。地域スポーツのコーディネーターの役目を持つスポーツ推進委員連絡協議会の活動を支援し、市民のスポーツ活動とスポーツを通じた健康増進の推進を図ります。また、スポーツ推進委員連絡協議会と連携し、ニュースポーツやユニバーサルスポーツ

などの普及への取り組みを推進してまいります。また、スポーツ推進委員の更なる資質向上のため、各種研修会などへの参加支援を行ってまいります。スポーツ振興課の説明は、以上でございます。

(杉木直也 教育総務課長) 重点施策の説明は以上となります。

(西倉剛 教育長) 協議事項1につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 私の方から2点質問です。まず一つ目が資料の13ページ、施策18で主要事業の中で学校環境美化推進事業と緑のカーテン整備事業というのが、昨年度になかったものが今回新たに出てくるんですけども、重点事業ではないんですけども、これが加わった理由等ですね、教えていただきたい。

具体的に言うと緑のカーテンとかは、各学校で全部かどうかは私確認はしてませんが、これまでもそういった取り組みをされてる学校はありますよね。そういったことも含めてご説明をお願いします。

次に2点目なんですけど、同じページの施策19の児童生徒安全推進事業の中で、小・中学校にモニター付きインターホンを設置するという事なんですけども、現状として、インターホンは設置されていない学校があるのか、またはこれは読み方の問題もあるかと思いますが、モニター付きのインターホンが設置されていないのか、ちょっとわかりづらかったので、説明をお願いいたします。

合わせてですね、防犯カメラの設置状況についても教えていただければと思います。

(杉木直也 教育総務課長) 一点目の学校環境美化推進整備事業ですが、各学校に用務員を業務委託により派遣する事業です。次に緑のカーテン整備事業につきましては、毎年、小学校1校において、各教室の温度上昇の抑制や、地球温暖化防止対策として、校舎に、ヘチマやゴーヤなどを這わせた緑のカーテンを設置するものでございます。

令和7年度につきましては、原市南小学校に設置しているところです。

(佐藤光敏 学校保健課長) 児童生徒安全推進事業についてですが、今回重点事業として挙げておりますのは通話モニター付きのインターホンでモニターが無いものやインターホンだけでも全く設置されていない5校を対象に設置しようと考えているのが、今回の予算でございます。

小学校3校、中学校2校という状況になっております。設置されているものですが、通話モニター付きのインターホンが設置されている学校が多いですが、中には通話だけしかできなくモニターがないものとかですね、呼び鈴人感チャイムというような状態にとどまっているものも、学校によってはございます。今回は設置を全くしていない学校についてまず設置しようということとなっております。

また防犯カメラについてですが、職員室の中には、昇降口などを映しているようなカメラというのは設置されていますけれども、外も全ての門を見回ってというようなものまでの機能はですね、付いていない学校もあるという状況です

(矢野誠二 委員) 一点目で私の方で予想としてあえて主要事業に上げてるということは、これまで、学校の方には、特に例えば緑のカーテンを指導するというか、全校で取り組むよう指示を出すとか、もちろんそれについて、予算として計上して、各学校に、緑のカーテン整備のための苗とか、ネットだとか、そういったものを予算化するという事をしてなかったから今度はするのかなとか、そんなような私の思いっていうか予想をしてたんですが、そういうことではないんでしょうか。

(杉木直也 教育総務課長) この事業につきましては、新たな取組として実施するものではなく、例年1校ずつ順次、緑のカーテンを設置しております。今回、主要事業として位置づけた理由といたしましては、本市では現在ゼロカーボンに向けた取組を推進していることを踏まえて、新たに位置付けたものです。

(矢野誠二 委員) あと、インターホンの関係なんですけど、一応防犯カメラは来校者が来た場合に、確認は防犯カメラはどこもついていて、確認できるということですね。

(佐藤光敏 学校保健課長) 昇降口では確認できます。

(湯本華奈子 委員) 10ページですが、施策キャリア教育・職業教育の推進というところで、主要事業中学生のこのチャレンジ事業のことが記載されているんですが、私の認識ですと小学生の1年生から中学校3年生までにかけてキャリアパスポートを多分やられてるかと思いますが、割と子どもたちにとっては自分の夢や、やってきたことを総括して次につなげるのに、大人が思う以上に子どもたちは過去の自分を振り返って先に進む、その夢を持つっていうところで役に立っているんじゃないかなということで、もしよろしければここに追記してはいかがかなと感じました。

(谷島大 委員) 今年度から重点政策が通し番号になったおかげでそれぞれの施策が認識しやすくなったと感じました。またこれまで意見として申し上げてきた児童生徒の体力向上だったりコミュニティスクール推進の事業が重点施策になったことが自分的に良かったと思います。その中で、2点ほど生涯学習課さんの事業についてお伺いしますが、一点目は15ページの目標7の中で放課後子ども教室運営事業で今年から学校施設も利用して4ヶ所だという説明で、これは想定としては今までの大石公民館、原市公民館と同じくらいの頻度だったり規模だったりというところで使える施設がどのくらいなのかわかりませんが、そのくらいの想定ということでよろしいでしょうか。

(白石恵子 生涯学習課長) 大石公民館や原市公民館はこれまでの開催教室数としましては、それぞれ2教室ずつ開催しておりました。ただ子どもたちが参加できるのはどちらかになりますけど、低学年が15人、高学年が20人、合計35人ずつでした。今回2カ所追加するに当たりまして、週1回の開催で同じタイミングで開催することで今準備しており、定員は30人で考えたいと思っております。

(谷島大 委員) もう一点はですね17ページ、目標8の施策24の学校施設開放事業が今年から新たに重点施策となっておりますが、この3校は今までも学校開放していたように思いますが、何か新しい取り組みがあるのかなと、どのような理由で重点施策になったかお聞きします。

(白石恵子 生涯学習課長) これまでコロナなどでいろいろ制限されてきたところですが、ここ数年少しずつ通常の開放ができるようになったことから重点施策に入ってきました。

(谷島大 委員) 新たに施設を開放することではないのですかね。

(白石恵子 生涯学習課長) はい。そういうことです。

(岩鉄由美 委員) 学校環境の整備のところ、緑のカーテン整備事業ですが、私が小学生の時にずっと気になっていたことがあります、緑のカーテンとしてゴーヤなりヘチマが育って、あくまでも日除けにするのみが目的であって、ゴーヤの実やヘチマの実が朽ちていくのが非常にもったいないいなと常々思っていたので、その先の想定は考えていないのか教えていただければと思います。

(杉木直也 教育総務課長) 緑のカーテン整備事業の目的ですが、夏の教室の温度上昇を抑えることや地球温暖化対策として、ゴーヤやヘチマを這わせ緑のカーテンを設置するものです。こちらにつきましては、緑の募金緑化計画として公益社団法人からの補助金をいただいて、温暖化防止対策として実施するものでございまして、ゴーヤやヘチマの実を活用するまでの想定はしておりません。

(小池智司 委員) 16ページの施策23の中で、生涯学習指導者活動推進事業というのが、今までにないのが新しく追加されているのかなというふうに思っていますが、これは、まなびすと指導者バンクとあると思うんですけども、それに登録する人、指導者の方たちとかも、推進事業の中に含まれているのか、ただ活動することを支援するということになるのでしょうか。

(白石恵子 生涯学習課長) まなびすと指導者バンクは、みなさんが持っている技術や知識などを地域に活かしてもらう目的の制度ですが、こちらの中で有志の方が一つ団体を作っていて、そちらの方々が企画をして市民講座を開いております。そういったものを支援していくものですが、これまでと大きく変わっているものではなく、これまで通り支援していくというものです。

(小池智司 委員) 新たに追加されているので、さらに市民の方に向けて生涯学習を推進していくために、いろいろサポートしていく、大々的にやるのかなという解釈ですけど、そういうわけではないですか。

(白石恵子 生涯学習課長) 市民向けの講座は今までと同様に開催していくということになります。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 協議事項1の質疑等を終わります。質疑、意見をいただきましてありがとうございました。本日の協議事項に対しまして、いただきましたご意見等を反映させ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

## **日程第6 報告事項**

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」です。本日は8件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 報告事項1から3までにつきましては、深井 新しい学校づくり推進室長より、報告事項4につきましては、栗原 スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

### **○報告事項1 上尾市立平方北小学校再編検討協議会協議報告書について**

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 報告事項の1ページをお願いいたします。「報告事項1 上尾市立平方北小学校再編検討協議会 協議報告書について」でございます。この度、平方北小学校再編検討協議会による学校規模の適正化の協議が終了し、検討協議会から協議報告書の提出がありましたので、報告いたします。提出されましたのは、添付資料でございます、「協議報告書」と、会議録、会議資料等を綴っております、「資料集」でございます。

それでは、協議報告書の内容につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、添付資料「報告事項1 別冊」、「上尾市立平方北小学校再編検討協議会 協議報告書」をお願いいたします。表紙をおめくりいただき、「目次」をご覧ください。本報告書は、「1. 上尾市立平方北小学校再編検討協議会」から「4. まとめ」の4つの大きな項目構成となっており、その中の「3. 協議内容・結果」のとおり、3つの事項、「(1) 学校規模の適正化に関すること」、「(2) 再編方法に関すること」、「(3) 再編に伴う影響に関すること」に係る課題、問題点などを、14の論点で協議し、ご意見をいただいたものでございます。ページを進んでいただき、報告書の冒頭、2ページから4ページに記載の検討協議会及び平方北小学校の概要のとおり、平方北小学校は、令和2年度から現在まで全ての学年で単学級であり、その状態が今後も継続することが見込まれることから、学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、保護者、未就学児保護者、地域住民など、15名の委員により、令和6年7月から、計9回の協議を重ねてまいりました。この協議の内容・結果につきましては、5ページから14ページに掛けての記載となっておりますが、協議結果の概要につきましては、最後のページに「4. まとめ」として記載しておりますので、15ページをご覧くださいたく存じます。

15ページの「4. まとめ」でございます。「1. 学校規模の適正化に関すること」の意見といたしまして、小規模校の良さはあるが、集団の中での切磋琢磨や多様な人間関係を保障するため、適正規模化が必要であること。「2. 学校再編の方法に関すること」につきましては、学校規模の適正化の方法としては、「平方北小学校の児童が他校へ編入する」手法が現実的であること。続く、「3. 再編に伴う影響に関すること」といたしまして、通学区域や、再編時の在校生及びその兄弟姉妹児などに対し配慮を求めるとご意見をいただいております。最後に、「4. その他」として、再編は準備ができ次第行うことや、通学バスについては、市全体の小中学校で検討することが望ましいといった、ご意見となっております。以上のように、委員の方々は、子供たちのことを第一に、協議を重ね、先般、報告書を受領したところでございます。

今後、本報告書を踏まえ、具体的な学校再編に係る協議・検討を進めてまいりたいと存じます。報告事項1につきましては、以上となります。

## ○報告事項2 上尾市立学校の水泳授業実施計画の公表について

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 続きまして、報告事項の2ページをお願いいたします。「報告事項2 上尾市立学校の水泳授業実施計画」の公表についてでございます。

本件は、去る1月定例会でご報告の「今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針」実施計画について、教育委員会や市議会からの意見を踏まえ、実施計画を一部修正し、市ホームページにて公表することから、ご報告いたします。それでは、1月ご報告からの修正箇所につきまして、添付資料の「新旧対照表」にてご説明させていただきます。恐れ入りますが、添付資料「報告事項2 別冊」、「新旧対照表」をお願いいたします。修正は、赤字及び下線の箇所となっております。それでは、主な修正箇所について、ご説明申し上げます。1ページ、「表紙」でございますが、こちらは、計画全体の表題について、書面右側の旧から新たに左側の「上尾市立学校の水泳授業実施計画」と改め、計画の目的をより簡潔かつ明確な表現に修正いたしました。

ページ進みまして、2ページ目をお願いいたします。「目次」でございますが、構成上のわかりやすさを考慮し、各方策の検討に係る部分について、「3. 方策の検討」として新たに章立てしております。また、新規に、「6. 実施行程に係る費用」を盛り込み、実施手順のみではなく、費用の観点についても明示することといたしました。

3ページをお願いいたします。記載のとおり、「実施を図る」など、取り組みを進める表現に修正しております。恐れ入りますが、ページが飛びまして、7ページをお願いいたします。書面左側、修正後のオレンジ色の枠内がございます、「東側地域 整備検討の考え方」を追記し、上尾運動公園 再整備との関連を明示しております。続きまして、8ページをお願いいたします。「(3) 施設の活用・運用について」を設け、学校間の共有プールにおける、インストラクターの水泳指導など、活用・運用について追記しております。ページが飛びまして、11ページから13ページに、「6. 実施行程に係る費用」といたしまして、各校のプール更新に係る総費用と、本実施計画に係る総費用を比較し、コスト面の検証を新たに掲載したところでございます。以上の修正を踏まえ、本実施計画を公表し、ご理解、ご協力を得ながら、計画的に質の高い水泳授業の推進を図ってまいりたいと存じます。報告2につきましては、以上でございます。

### ○報告事項3 令和8年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 続きまして、報告事項の3ページをお願いいたします。「報告事項3 令和8年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について」でございます。一覧に記載のとおり、令和8年度は、これまでの5か所から、新たに1か所を加えた、6か所の民間スイミングスクールにおいて、12校から15校に拡大しての実施を予定しております。報告は以上でございます。

### ○報告事項4 第32期スポーツ推進委員の委嘱について

(栗原雅之 スポーツ振興課長) 「報告事項4 第32期上尾市スポーツ推進委員の委嘱について」でございます。報告事項の4ページをお願いいたします。第32期上尾市スポーツ推進委員(任期:令和7年4月1日~令和9年3月31日)に欠員が生じるため、下表記載の者を後任委員として委嘱するので報告いたします。任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの前任者の残任期間とするものでございます。説明は以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 「報告事項5から8まで」につきましては、武田 指導課長よりご説明申し上げます。

### ○報告事項5 令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について

(武田直美 指導課長) 報告書5ページをお願いいたします。「報告事項5 令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について」でございます。6ページをご覧ください。各中学校の3年在籍数、受検者数、受検率、合格者数、合格率をまとめたものでございます。全体といたしまして、中学3年在籍生徒数1,784人のうち、68.3%にあたる1,219人が、県公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率は89.8%にあたる1,095名が合格いたしました。昨年度と比較しますと、受検者数の割合は、昨年度より2.9ポイント減で、合格率は、昨年度より2.4ポイント増となっております。

### ○報告事項6 令和7年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について

(武田直美 指導課長) 続きまして、7ページをお願いします。「報告事項6 令和7年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について」でございます。8ページは小学校全体、9ページは各小学校別の状況をまとめたものでございます。小学校卒業児童数1,876名のうち、93.3%の児童が上尾市の公立中学校に進学でございます。また、私立中学校への進学予定者は4.4%で、昨年度とほぼ同様となっております。

次に、「中学校卒業者の進路状況」についてですが、10ページは中学校全体、11ページは、各学校別の状況をまとめたものでございます。中学校卒業生徒数1,784名のうち、公立・私立の高等学校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校への進学生徒数は、合計1,759名で、全卒業生の98.6%にあたり、昨年度より0.2ポイント増となっております。「就職」につきましては、0名でございます。「その他」については、25名で、未定、或いは、家事手伝い等の生徒でございます。

### ○報告事項7 令和8年2月 いじめに関する状況について

(武田直美 指導課長) 続きまして、12ページをお願いいたします。「報告事項7 令和8年2月 いじめに関する状況について」でございます。13ページが小学校、14ページが中学校の状況となっております。2月のいじめの認知件数は、小学校60件、中学校17件でございます。解消につきましては、小学校58件、中学校44件、解消に向けて取組中となっているものが、今回の新規を合わせて小学校323件、中学校168件となっております。

### ○報告事項8 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

(武田直美 指導課長) 15ページをお願いします。「報告事項8 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」でございます。16ページをご覧ください。このたび、いじめ問題対策連絡協議会委員として委嘱しておりました中央児童相談所 安全確認・市町村支援担当課長 鈴木菜美様が、2月16日をもって一身上の都合により辞任いたしました。つきましては、同課長 筒井功子様を推薦する旨がございましたが、本定例会よりも前の期日に「令和7年度第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会」が実施されるため、会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して委嘱の処理をいたしましたので、報告いたします。説明は、以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(矢野誠二 委員) 報告事項の別冊資料計画書9ページの、共有プールに関しての内容、また建設場所については、東側の方がはっきりしないところもあるようなので、共有プールが東西にできたとしてですね、それを仮定としての質問なんですけど、共有プールを利用する学校については、移動手段はどのように現時点では構想されているのか、それを教えてください。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 移動につきましては、現在行っている民間スイミングスクールと同様に、基本的にはバスでの移動を考えております。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

## 日程第7 日程報告

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会4月定例会は、4月23日(木)、午前9時30分から開催いたします。また、3月30日(月)、午後1時30分から教育委員会第2回臨時会を開催いたしますので、宜しくお願いいたします。日程報告は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

## 日程第8 議案の審議

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(西倉剛 教育長) それでは、議案第30号の審議を行います。議案第30号は、関係職員のみによって会議を行いたいと存じます。

(杉木直也 教育総務課長) 両部 部長・次長の出席をお願いいたします。

～関係職員(両部部長、両部次長、教育総務課長)以外 退席～

(西倉剛 教育長) それでは、「議案第30号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和8年度当初人事異動について」説明をお願いいたします。

(加藤浩章 教育総務部長) 教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 令和8年度 当初 人事異動について」ご説明申し上げます。

主幹職以上の職員に係る 令和8年度当初人事異動案について お諮りするものでございます。

1 ページをお願いいたします。令和 8 年 3 月 3 1 日付けの発令についてご説明をいたします。

退職につきましては、瀧澤学校教育部長、白石生涯学習課長、澤邊学務課主幹の 3 名でございます。

次に出向については、私、加藤、島田学校教育部次長、佐藤学校保健課長が市長部局へ出向となります。なお、私、加藤と島田次長につきましては、役職定年でございます。

続きまして、令和 8 年 4 月 1 日付け発令についてご説明をいたします。

まず他部局からの転入でございますが、島田学校教育部次長の後任に、中澤議会事務局次長兼議事調査課長、白石生涯学習課長の後任には、松崎青少年課長兼青少年センター所長兼少年愛護センター所長が、山内図書館長の後任には、新井健康福祉部高齢介護課主幹が、佐藤学校保健課長の後任には、田口秘書政策課主幹がそれぞれ転入し、着任いたします。

そして、図書館主幹には、宮部契約検査課 副主幹が、学校保健課主幹には、佐藤資産税課主幹が転入し着任いたします。

続いて、教育委員会内の異動でございます。私の後任には、池田教育総務部次長が、昇格して着任します。

瀧澤学校教育部長の後任には、武田学校教育部副参事兼指導課長兼教育センター所長が、池田教育総務部次長の後任には、山内図書館長が、それぞれ昇格いたします。

また、学務課の森副主幹が、主幹に昇格いたします。

最後に、新規採用として、田崎大谷小学校校長が学校教育部副参事兼指導課長兼教育センター所長として、採用になります。

主幹以上の職員に係る人事異動案につきましては、以上でございます。

なお、参考でございますが、副主幹職以下の職員を含め全体の異動につきましては、転入が 21 人、転出が 16 人 部内異動につきましては、昇格の職員を含めて 26 人でございます。

新規採用は 9 人、退職は 8 人で、この採用退職については、指導主事の採用退職も含んでおります。これらを含めまして合計で 80 人の異動規模となります。

なお再任用職員の発令は 11 人、単年度の発令となっており、1 年毎の発令となっております。

以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第 30 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 30 号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 8 年度当初人事異動について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## 日程第 9 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 8 年上尾市教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和8年4月23日 署名委員 岩鉄由美